

困難な問題を抱える女性への支援について

令和8年4月23日
売買春に係る規制の在り方検討会

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 女性支援室

なぜ困難「女性」支援法が必要なのか

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多い。このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。

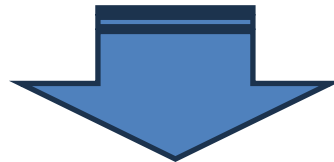
(困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ(令和元年10月11日)より)

※性差に起因する社会的な困難な問題・・・

(例) 妊娠、性被害・暴力被害率の高さ、社会的な地位の低さ(男女の賃金格差、家庭内労働比率の高さ等)

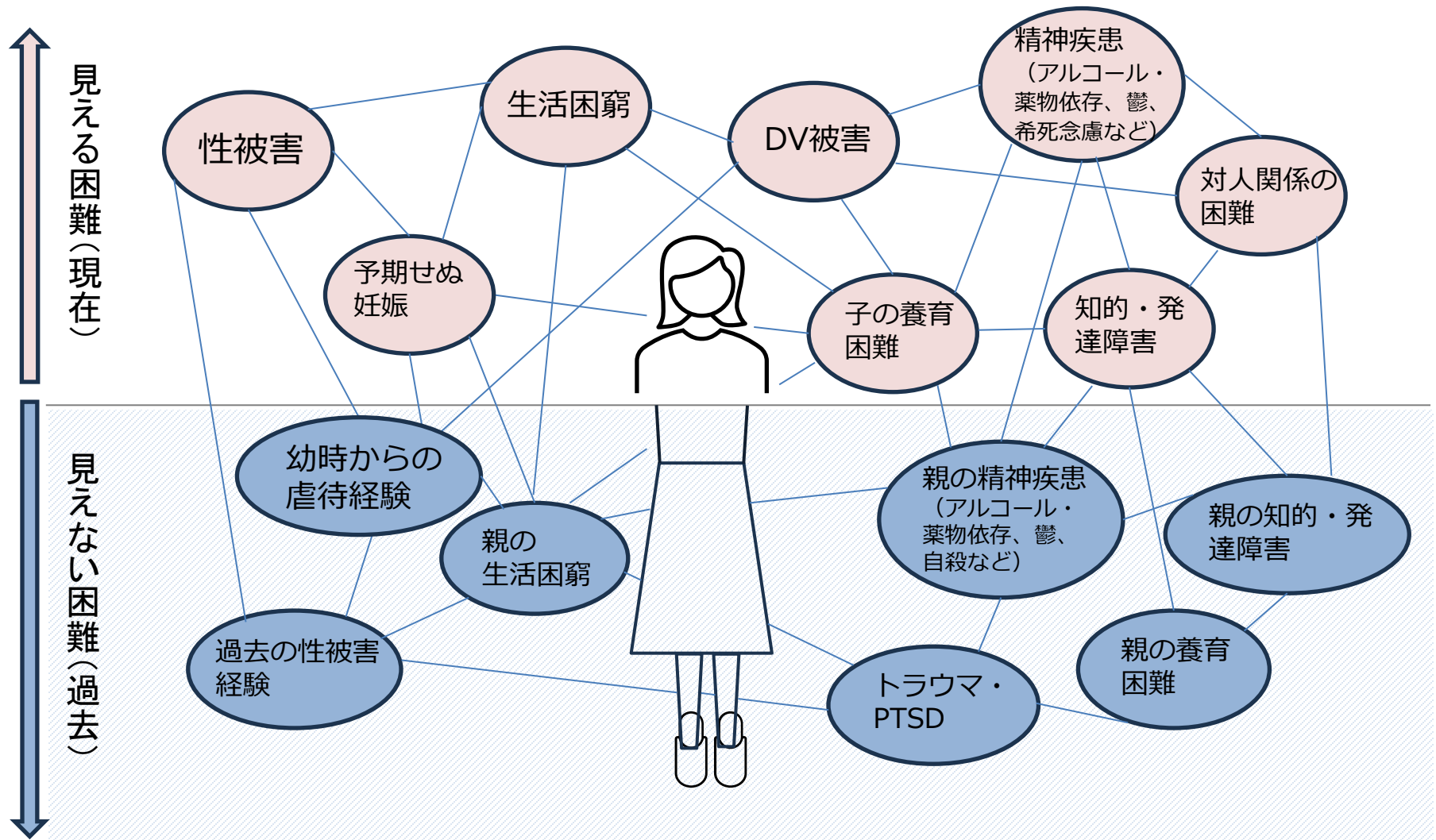
※心身面及び社会的な面での複合的な課題・・・

(例) 反復継続する暴力被害に伴うPTSD等の心身の不調、対人関係不調や就労困難等による社会生活に復帰することの難しさ



女性に特有の、又は顕著な問題(妊娠、性被害、暴力被害、社会的地位の低さ等)に起因する様々な困難を複合的に抱えており、単体の施策・個別の課題対応では解決が難しい

「困難な問題を抱える女性」とは



過去の困難が現在の困難に繋がり、さらに複数の困難が相互に関連し、世代間で連鎖していく

⇒ **現在抱えている複数の困難に対処する(アセスメント・ケースワーク機能)とともに、世代間連鎖を断ち切り自立生活に繋げるためには、過去の傷を含めた心身の健康回復を中長期的に支援することが必要。**

女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力して、一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [50か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり

- 各都道府県 1 か所（滋賀県は 2 か所、徳島県は 3 か所）
- 相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員

[全国1,769人]

- 女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
- 相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]

- 女性相談支援センターに併設
- 民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託
- 中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設

[39都道府県、47か所]

- 生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

民間シェルター 母子生活支援施設等

関係機関等

連携・協力

自立

福祉事務所・市町村

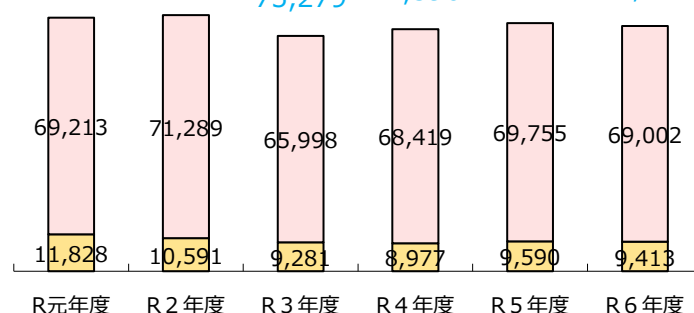
生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談人数

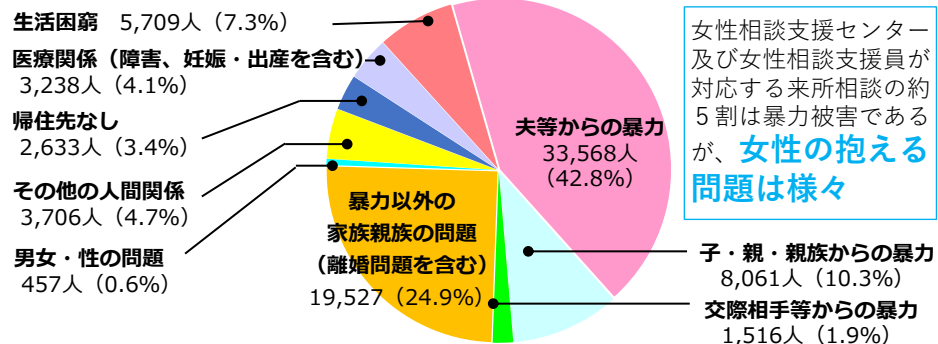
81,041 81,880 75,279 77,396 79,345 78,415



女性相談支援センター及び女性相談支援員において、毎年 **8万人前後** の来所相談に対応

□ 女性相談支援員
 □ 女性相談支援センター

● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談の内容



女性相談支援センター及び女性相談支援員が対応する来所相談の約5割は暴力被害であるが、**女性の抱える問題は様々**

(令和7年4月1日現在)

婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

昭和21年11月	婦人保護要綱の策定（厚生省社会局通達により婦人保護施設制度化）
昭和31年 5月	売春防止法の制定
昭和32年 4月	売春防止法施行（第2章の刑事処分を除く）
昭和33年 4月	売春防止法全面施行（同時に第一次改正として第3章（補導処分）を追加し同日施行）
昭和38年 3月	婦人保護事業の実施要領の策定（厚生事務次官通達）
昭和45年 4月	「昭和45年度婦人保護事業費の国庫負担及び補助について」（社会局長通知）
平成12年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の制定
平成13年 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の制定
平成14年 4月	DV防止法全面施行
平成16年 6月	DV防止法改正（16/12/2改正DV法施行）
平成16年12月	人身取引対策行動計画の策定
平成19年 7月	DV防止法第2次改正（20/1/11施行）
平成21年12月	人身取引対策行動計画2009の決定（犯罪対策閣僚会議）
平成25年 6月	DV防止法第3次改正（26/1/3施行） ストーカー規制法改正（25/10/3施行）
平成26年12月	人身取引対策行動計画2014の策定
平成28年12月	ストーカー規制法改正（29/6/14施行）
平成29年 5月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策を策定（関係府省対策会議決定）
6月	刑法の一部改正（29/7/13施行）
令和4年 5月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の制定
令和4年 7月	AV出演被害防止・救済法の制定
令和5年 3月	関係政省令、設備運営基準（女性自立支援施設）、国の基本方針等の策定
令和5年 5月	DV防止法第4次改正（6/4/1施行）
令和6年 3月	女性支援事業の実施について（社会・援護局長通知） 女性相談支援センターガイドライン・設置要綱、女性相談支援員相談・支援指針、女性自立支援施設運営指針の策定
令和6年 4月	女性支援新法の施行

戦後の公娼制度の廃止
→「闇の女」の「更生保護」



支援対象に「一般ケース(売春を行う者以外)」を追加



対象者が拡大・多様化
→売春防止法での対応に限界



様々な困難な問題を抱える女性
への「支援」を目的とした法律へ

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「**孤独・孤立対策**」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「**売春をなすおそれのある女子の保護更生**」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」**といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ **目的・基本理念**
= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。
※現行の売春防止法では、「**売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生**」が目的。

■ **国・地方公共団体の責務**
= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

- **教育・啓発**
- **調査研究の推進**
- **人材の確保**
- **民間団体援助**

■ **国の「基本方針」**
※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等


■ **都道府県基本計画等**
⇒施策の実施内容

■ **支援調整会議（自治体）**
⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

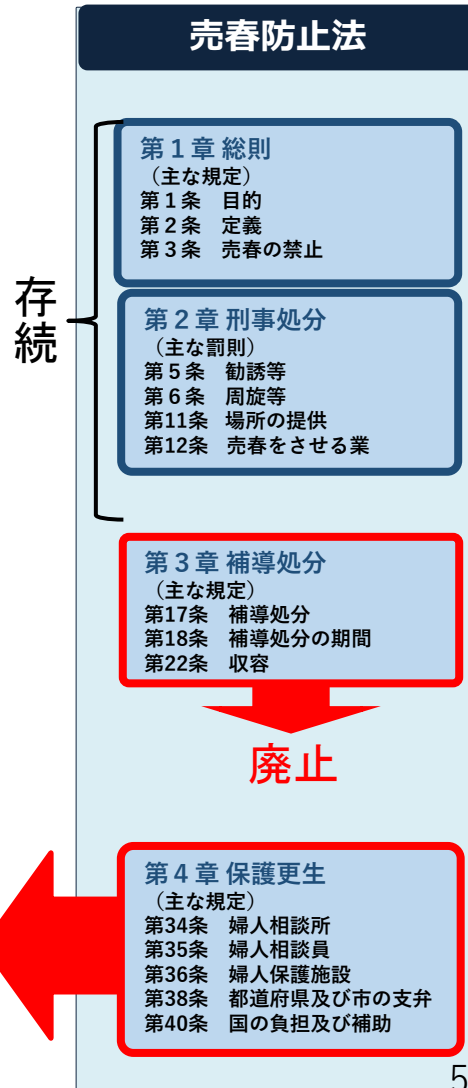
- 女性相談支援センター**（旧名：婦人相談所）
- 女性相談支援員**（旧名：婦人相談員）
- 女性自立支援施設**（旧名：婦人保護施設）

民間団体との「協働」による支援

- **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒**官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**

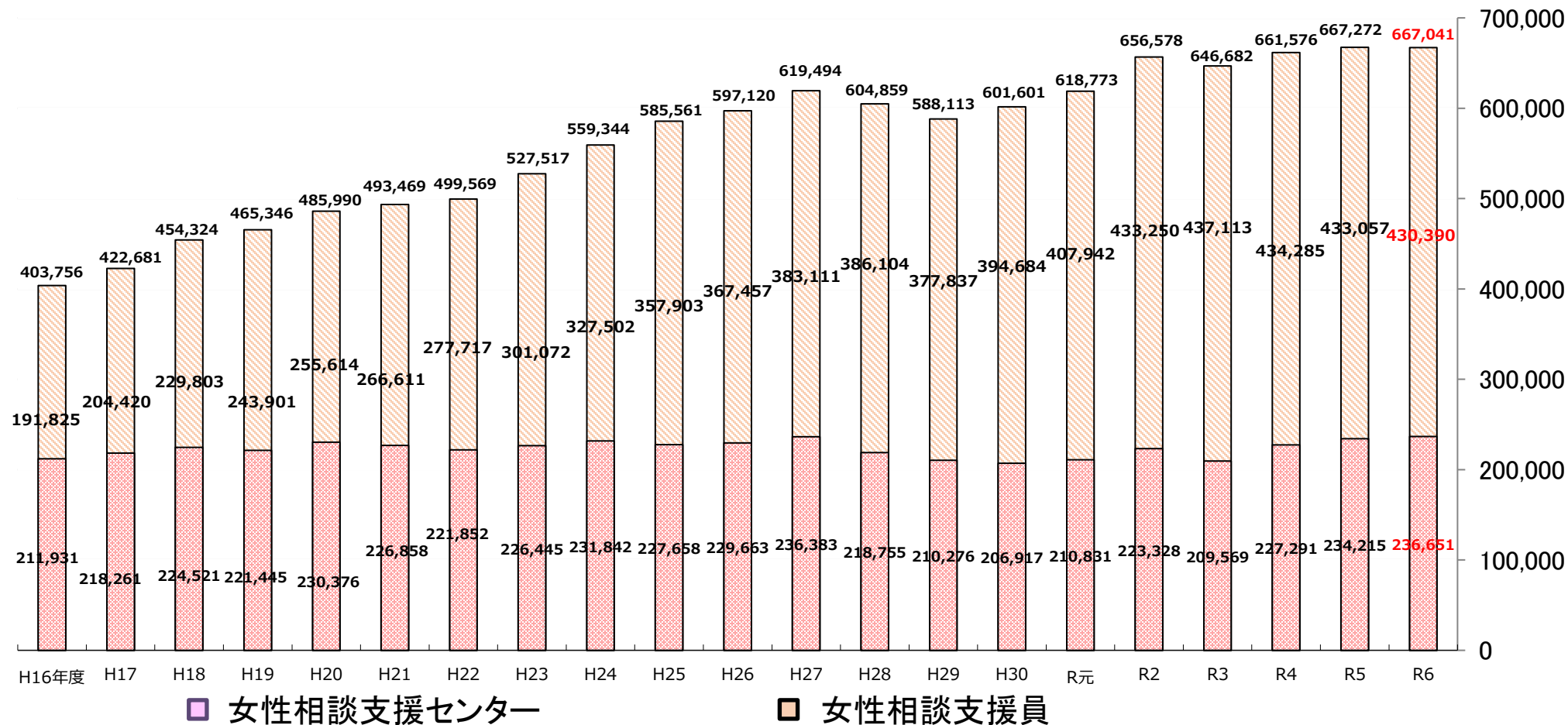


■ **国・自治体による支弁・負担・補助** **民間団体に対する補助規定創設**



女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談状況（延べ件数）

○ 相談延べ件数は増加傾向にあり、令和6年度も前年度（過去最高）と同様の高い水準で推移している。



※女性相談支援センターに配置された女性相談支援員を除く

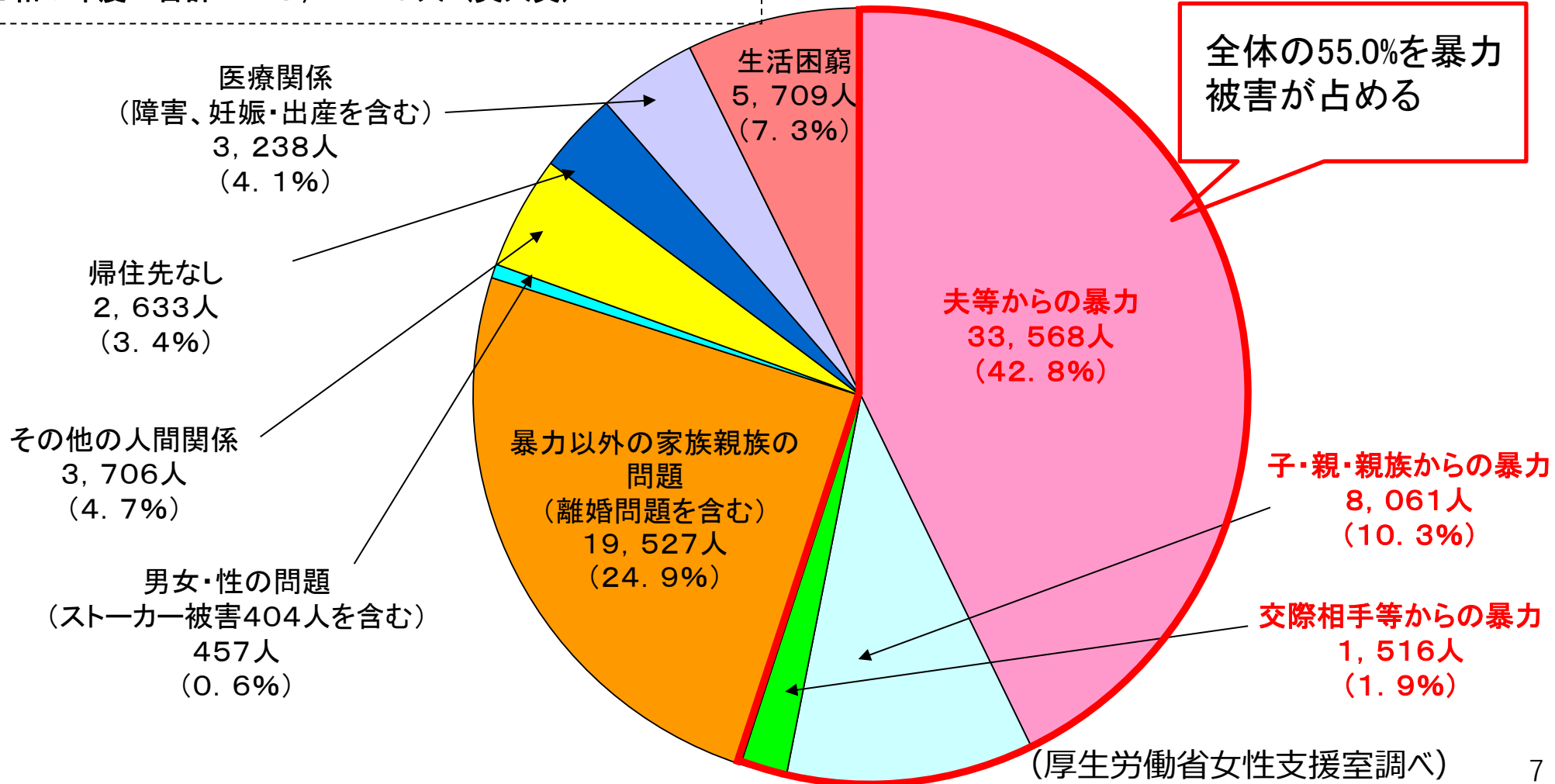
（厚生労働省女性支援室調べ）

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の42.8%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の55.0%を暴力被害の相談が占めている。全体に占める暴力被害相談の割合(※)も増加傾向。

(※) 平成25年度：43.8% → 令和6年度：55.0%

令和6年度 合計：78,415人(実人員)



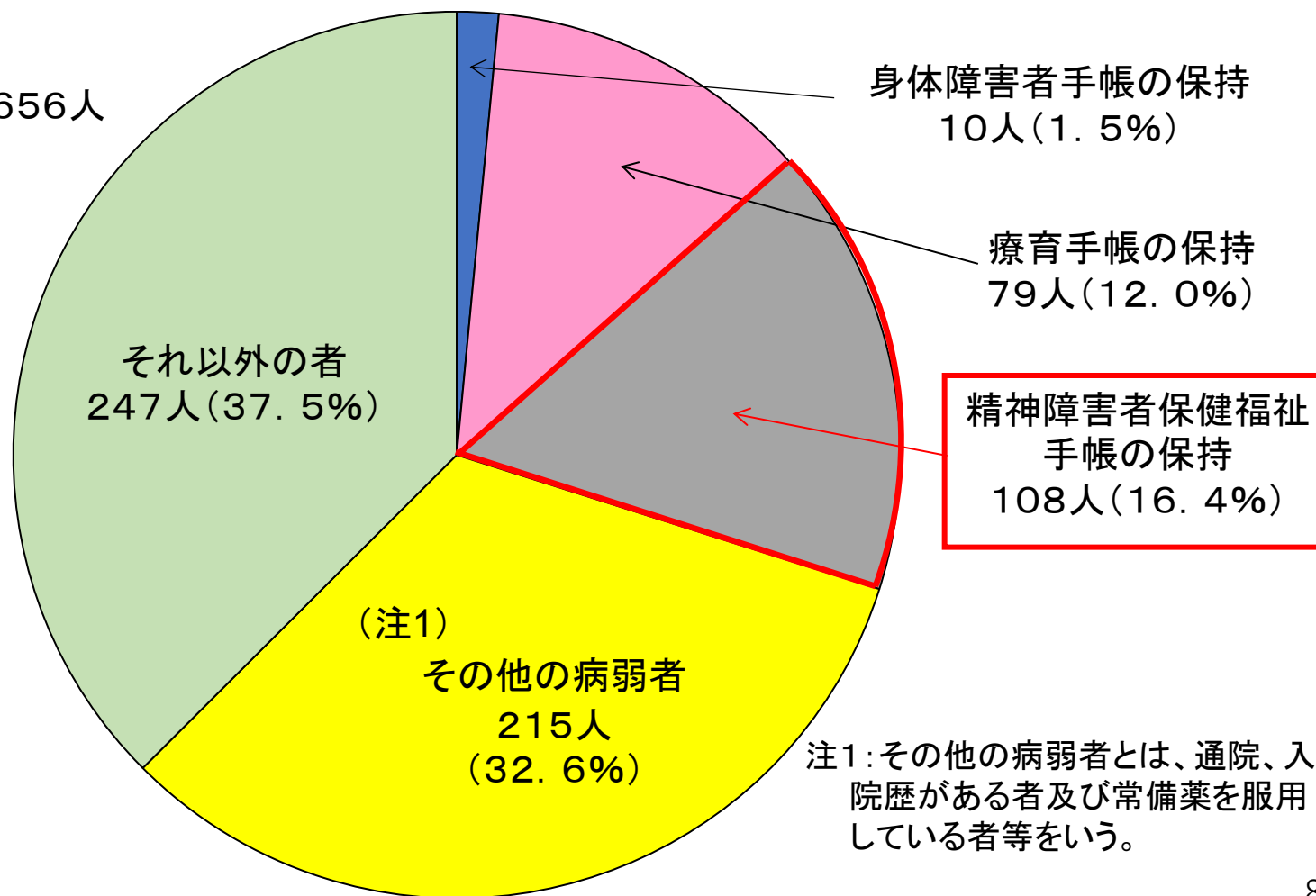
女性自立支援施設入所者の心身の状況

- 入所者のうち、6割以上の女性が何らかの障害あるいは病気を抱えている。
- 精神障害者保健福祉手帳の保持者の割合がここ10年で大きく増えている。
H26年度：9.5%→R6年度：16.4%

令和6年度

女性自立支援施設入所者数 656人

※うち8人は重複障害の者



令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算において別途予算措置：2.7億円

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



- | | |
|---|--|
| ① | アウトリーチ支援・SNS相談【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ） |
| ② | 居場所の確保（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援） |
| ③ | 自立支援（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援） |
| ④ | ステップハウス（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所） |
| ⑤ | アフターケア（地域生活を定着させるための継続的な支援） |
| ⑦ | 支援体制強化（ICT導入支援） |

困難女性
悪質ホスト被害者
JKビジネス被害者
家出少女、AV出演強要
困窮・孤独・孤立
DV・性暴力被害者
等

⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和4年度：3自治体（6団体）
令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）
令和7年度：23自治体（44団体）